

令和8年2月定例県議会付議案（第2次追加提案分）

議案第81号 職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

物価の上昇等経済社会情勢の変化に鑑み、職員等の出張に係る旅費について、宿泊費基準額を見直す等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①職員の旅費等に関する条例の一部改正
宿泊費基準額及び宿泊手当の額を国家公務員のうち職務の級が10級以下の者に適用される額とする。
- ②鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正
知事、副知事及び政策統轄監に係る宿泊費基準額を国家公務員のうち指定職職員等に適用される額とする。

[令和8年4月1日施行]